

あなたとつながる長崎のまち

ながまきのふくし

9

2022

vol.22



特集

「子どもへの支援」

児童養護施設退所者への支援を考える

「こども基本法」により子どもへの支援はどう変わるのか

【鼎談】 ケアラーへの支援を考える
— 児童養護施設の現場の声

6- 長崎県内ヤングケアラー実態調査
新連載「カネマツコラム」

7- 寄付お礼
災害ボランティアセンター運営支援協定

西海市社協が運営する大島子育て支援センターで毎月1回開かれる「おはなし会&みいばあランチ」。この日のおはなし会では、エプロンシアターシルエットクイズ・読み語り・手遊び歌に子どもたちは興味津々。ばあば世代の職員が作る「みいばあランチ」は、近所の農家の方からいただいた野菜なども入った郷土料理が保護者からも好評です。



発行：社会福祉法人長崎県社会福祉協議会

この広報誌は共同募金の配分を受けて発行しています

西海市社協インスタグラム



「こども基本法」により子どもへの支援はどう変わるのか

長崎国際大学 人間社会学部 准教授 梅野潤子氏

子どもの権利条約と批准以降の日本社会の歩み

児童の権利に関する条約（通称…子どもの権利条約、以下、条約と表記）は1989年に国連総会で採択され、1994年に日本は世界で158番目の批准国となりました。条約には、締結国が護るべき子どもの権利について定められており、

- ① 生きる権利
- ② 育つ権利
- ③ 守られる権利
- ④ 参加する権利

に大別されます。中でも④参加する権利では、「大人から守られるべき受け身の存在」から「一歩進んで、「人生の主人公や社会の一員」として子どもを捉えています。具体的には、「自身に関係するすべてのことについて、子どもは思いや願いを聴いてもらえ、考慮してもらえ権利（意見表明権）」（第12条）や、「子どもが他の人々と一緒に団体を作ったり、集

まって活動したりする権利（結社・集会の自由）」（第15条）などが挙げられます。

日本では条約批准の際、子どもの権利擁護に関する新たな国内法の制定は行いませんでした。

しかし、2016年に改正された児童福祉法において、子どもが権利を有すること、子どもの最善の利益の優先、子どもの意見表明権が明文化され、附帯決議では、子どもの権利擁護に関する実効的な方策を検討することが盛り込まれました。

特集 子どもへの支援

児童養護施設退所者への支援を考える

2022年6月、「こども基本法」が成立しました。この特集では、こども基本法により子どもへの支援がどう変わるかを、現行法での課題とともに解説し、児童養護施設における退所者への支援に焦点を当て、現場の声をうかがいます。

脚注

- 1) セーブ・ザ・チルドレン(2019)「3万人アンケートから見る子どもの権利に関する意識」2頁
- 2) 厚生労働省子どもの権利擁護に関するワーキングチーム(2021)「皆さんからいただいたご意見」(<https://www.mhlw.go.jp/content/000900894.pdf>) 2022.6.30
- 3) 梅野潤子(2021)「新型コロナウイルス感染拡大状況における子どもの権利-インターネットを通じた子どもに対する情報提供及び意見表明の機会提供-」『長崎国際大学論叢』第21巻、99-109頁

子どもの権利は護られているか

一方で、現行法の改正に留まらず、子どもの権利を定めた単独の法制定の必要性を訴える動きが見られるようになりま。2020年には日本財団が、2021年には12の民間団体が子ども基本法成立に向けた提言書を公表しました。その背景には、条約に批准して25年が経ってもなお、

子どもの権利が護られていないという課題認識が挙げられます。例えば、調査によると、条約について「聞いたことがない」と回答した子どもは31.5%、大人は42.9%でした¹。条約そのものについての周知が十分な状況の中で、特に影響を受けやすいのが、里親家庭や児童養護施設

など社会的養護のもとで育つ子どもたちです。当事者へのインタビュー調査では、「施設に行くかは聞かれたがよくわからないまま決められた感じ」「自分のことなのに、ケースワークの進み具合がわからない」という意見が明らかとなっています²。さらに、コロナ禍における子ども

の権利への考慮は、十分であったでしょうか。例えば海外では、子ども向け記者会見を首長が開き、事態を子どもたちに直接説明したり質疑応答したりする場面が見られました³が、残念ながら日本ではそうした動きはありませんでした。

子ども支援のこれから—子どもの参加と協働を推進する

2022年6月に「子ども基本法」が成立しました。この法律では、子どもの権利をすべての子ども関連施策の基盤に据えることが明文化されています。これからの子ども支援において特に重要となることは、「支援過程に子どもが参加し、子どもと関係者が協働することをいかに推進するか」にあると考えます。そのヒントは、各方面で実践されたコロナ禍での取組にあります。例えば、新型コロナウイルスとは何かを絵本に

子どもが参加し、子どもと関係者が協働することをいかに推進するか」にあると考えます。そのヒントは、各方面で実践されたコロナ禍での取組にあります。例えば、新型コロナウイルスとは何かを絵本に

をしたりしながら時間を掛けて対話してくれるなどです。残念なことに、子どもの権利に配慮した豊富な実践のノウハウが専門職間で共有されることは少なく、社会一般にはなおさら知る機会の少ないものです。児童福祉専門職の方々には、子どもと協働するための実践の蓄積を研修やOJTの場で伝え

にあると信じています。研究や研修を通して、子どもの権利を護る実践方法の開発を、現場の方々と一緒に、広く社会に向けて発信していきたいと考えています。

まとめてインターネット上で公表することや、コロナ禍で不安なことや考えていることを子どもが表現する機会を提供したインターネット調査

権利を大切にして支援をしてきていました。例えば、初対面でも安心できるように子ども用の名刺を手作りして家庭訪問に持参したり、アセスメントの際に幼い子どもや障害のある子どもが気持ち伝えやすいように、一緒に絵を描いたり人形遊び

これまでの児童福祉実践の延長線上

梅野 潤子氏

2020年4月より長崎国際大学 人間社会学部 社会福祉学科 准教授
研究テーマは、支援過程における子どもの参加促進、地域における児童福祉協働実践、ソーシャルワークにおける情報通信技術(ICT)の活用
著書:誰のため何のため「こうしてみようあなたの支援」-ふりかえる・しっかり考える・進む(2009年 大揚社・共著)



[鼎談]

ケアリーバーへの支援を考える 〜児童養護施設の現場の声

鼎談者 ● 柿田多佳子氏 / 吉永光子氏 / 吉田寿広氏

児童養護施設の現場

柿田…「心の拠りどころは施設や施設職員」と言うケアリーバーの学生が本学にいます。でも、本当はもっと施設職員と会って話したい・アドバイスをもらいたいと思っただけでも、施設では少ない職員で忙しく対応していることを知っているから会いに行けないんですよね。施設だけが全力で取り組むのではなく、制度として拠りどころができればよいのですが。

吉永…退所して10年近く経った方の話です。兄弟で暮らしていましたがトラブルで家を出ることになり、敷金を用意できず「しばらく施設に置いてもらえないか」と相談にきました。約2か月間受け入れ、施設から仕事に通うなどしていましたが、そういった場合、私たちとしては社協や行政にも繋げたい。けれど、本人は自分が育った施設に助けを求めてきます。退所後も支援しましょうとなっていきますが、「誰が」「どのように」支援するか、行政はそういった支援をする施設を支援してくれるのか、行政にどこまで要求してよいのか、どれも見えません。

吉田…FSW(家庭支援専門相談員)としては、退所後困らないようにということを考えて支援をしています。家族再統合でうまくいかなくなる・離れるとまたうまくいく、ということを繰り返すことがあります。

また、保護者からの生活費という名目の金銭搾取があることも。退所後そのような保護者とは連絡できないように気遣っても、どこかで連絡が来るとやはりお金を渡してしまう。葛藤を感じながら支援をしています。

吉永…別のケースでは、高校を卒業し就職が決まったけれど家族がおらず、一人で生活を始めなければならぬ子が、「しばらく施設に居てここから仕事に通わせてほしい」とお願いにきました。社会に出てからのマナーが身につけていないことに気づいても、退所すると教えてくれる人がいない、といった不安を抱える子にこちらからアプローチするべきだったと反省しました。半年ほど受け入れたのち退所しましたが、その後、お正月を一緒に過ごして来ました。繋がりを断ち切ることをしてはならないと感じています。

柿田…退所後の支援と言っても、就職し自立したいが家族がいないために必要な支援があれば、家庭復帰への支援もあります。元々あった家庭の問題が再発して「ふりだしに戻る」という失望感を抱くこともあります。もう一度子どもに焦点を合わせた支援を粘り強くやっていくしかないでしょうね。

吉田…母親と交際相手が暮らしている家庭に帰る場合、子どもが帰っても大丈夫



吉田寿広氏
児童養護施設清風園
家庭支援専門相談員(FSW)

夫なのか、踏み込んでしっかり聞かざるやばりうまうまかかないことが多いです。母親だけが頑張っている状況になりやすいと感じますね。

柿田…アフターケアという意味で、結婚や出産といったライフサイクルを見据えた長い支援が必要だと思いますが、そこまで施設ができるのか、追跡ができるのか。ケアリーバーの実態把握調査報告書²で、調査対象者の3分の2の人たちに住所不明等の理由により調査票の案内ができなかったという事実から見ても、退所後の所在がわからないということが大きな課題でもあります。

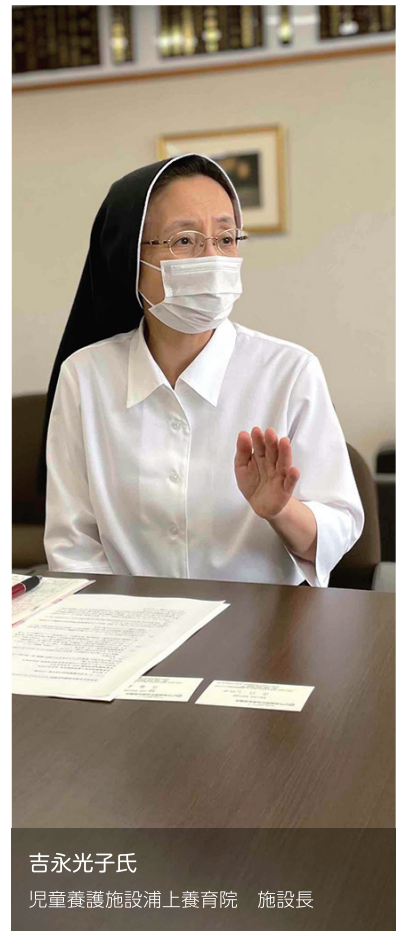
吉田…やはり退所したら自由にしたい、という気持ち強いということもあるのでしょうか。退所したとたんに連絡が取れなくなることもあります。

柿田…退所後に担当の職員が退職した時は誰に連絡するのか。担当職員とFSWの役割分担も人と人との関係であるがゆえに難しいところですね。

吉田…連絡はFSWにと強く言ったり、担当していた職員からFSWに繋ぐと離れてしまう子どももいます。

吉永…支援する施設をどう評価しているのか、どう支援してもらえるか。ギリギリの職員数で支援を行っているので、国は一定のガイドラインを示してほしいと思います。

柿田…現状では措置継続ならば22歳までとなっていますが、年齢制限が撤廃される柔軟な対応が可能です。が、最初にお話しされたように退所後10年経って頼ってきた方にどう対応するか。アフターケアの一環であることには間違いのないと思います。



吉永光子氏
児童養護施設浦上養育院 施設長

吉永・特に身寄りのない方についてはどう対応すべきだと思われませんか？

また、県はどこまでOKするのでしょうか？

柿田・判断基準が必要でしょうが、本人の希望と施設の状況の両方の願いにどうこたえるか線引きが必要だと思います。

吉永・年齢でいうと、成人年齢の引き下げも関わってきますよね。現場の私たちの判断基準は非常に難しくなると思います。

こども基本法で現場はどう変わる？

柿田・「こども基本法」について、施設で話題にすることはありますか？

吉永・アフターケアの人数が増えると、新たな子どもの入所が難しくなるという不安があります。

柿田・そもそも諸外国においては、社会的養護を必要とする子どもは子ども人口の1%程度と言われる中、圧倒的に施設が足りていない状況から考えると、「もしかすると対処できないかも」とい

う場合に備えた準備も必要なのかもしれないですね。

こども基本法の「こども」とは心身の発達の過程にある者をいう」という定義について、この大きな転換をどう運用していけますか？

吉永・年齢ではなく自立可能かどうかで区切りであり、見極めが難しいだろうと思っています。私としては、入所時から「どう自立していくか」を本人と話ししていくことが大切ではないかと考えています。



柿田多佳子氏
県職員生活のうち通算25年児童相談所に勤務。その経験を活かし、2020年より長崎純心大学准教授

柿田・「育て上げてから退所」というかたちでしょうか。

吉永・現場の声を集めての検討になるでしょう。現場が走りながら考え、そこで出てきたデータを国に上げていくことになるように思います。

柿田・現場だけでなく、児童相談所も含めて、関係機関が普段から「助けてほしい」という声を率直に上げられるような関係性が重要で、子どもを真ん中に置いて繋がり合い連携する必要性を感じます。

アフターケアができるしくみをつくるしかない。でも施設と児童相談所だけでは行き詰まります。社協やNPOとの関わり、生活困窮者支援との関わりも含めて、窓口が必要ですね。

吉永・現場は手一杯なので、核になって音頭を取ってくれる機関があればと強く思います。それと、国や県への手続きの煩雑さも辛いところです。

柿田・対象者が若者であることを考えると、LINEを使った相談窓口などオンラインでできる手軽な支援メニュー

もあればよいと思います。対象を「若者」と捉えると、行政にしても福祉部署による支援だけでなく、若者就労、結婚支援、出産支援といったことも期待できるのではないのでしょうか。

吉永・こども基本法については、職員間で温度差があります。関心のある職員ほど「よい制度になると思うが、心配は大きい」という声が出ています。

柿田・こども基本法は子どもの権利を守るための根拠となる理念法なので、具体的な施策の内容等については書かれていませんが、目の前の子どもたちを大切にしなければ、退所後の支援には結び付きません。ただし、それは新たなことではなく、既にそれぞれの施設に基本理念として備えられているものではないのでしょうか。

子どもの権利ということが浸透していない現在、それを深く理解し、具現化しているのが社会的養護の現場だと思います。

脚注

- 1) ケアラーバー：児童養護施設や里親などの社会的養護のケアから離れた子ども・若者
- 2) ケアラーバーの実態把握報告書：令和2年度に厚労省が実施した、ケアラーバーの現状に関する日本で初めての全国調査「児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実態把握に関する全国調査」報告書
- 3) 年齢制限撤廃：児童養護施設や里親のもとで暮らす子どもや若者に対する自立支援について、原則18歳、最長でも22歳までとしてきた年齢制限が2022年6月の改正児童福祉法の成立により撤廃された。また、こども基本法第2条では、「この法律において『こども』とは心身の発達の過程にある者をいう」と定義されており、年齢規定はない。

長崎県内 ヤングケアラー 実態調査



長崎県は、教育現場におけるヤングケアラーの実態調査を、昨年5～10月に実施しました。

調査対象は、長崎県内の公立及び私立の小学校、中学校、高校(全日制、定時制、通信制)、特別支援学校および600校で、そのうち、約12万人の児童・生徒(以下、生徒)がアンケートに回答しました。

ヤングケアラーとは

法令的な定義はありませんが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされています。

日本ケアラー連盟では、「障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている」「がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている」「障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている」など、全部で10の特徴を提示しています。

調査結果

ヤングケアラーに該当する生徒は316人(回答者の0.3%)で、高校生が154人と最も多く、次いで中学生が89人となりました。

ヤングケアラーに該当する生徒には、学校側が個人面談を実施し、65人の生徒を外部機関へ相談等が必要と判断して、そのうち38人を市町へ通告・相談しました。

顕在化のしにくさ

5月に行われたNHKのヤングケアラー当事者1000人アンケートでは、全体の76%がヤングケアラーだと意識したことがないと回答し、問題が顕在化しにくい状況にあります。自覚があっても、子ども自身が相談することが難しく、負担が大きくなると、不登校や虐待に発展する可能性があります。

ヤングケアラーを孤立させないために、福祉・介護・医療・教育等の様々な分野や地域の支援団体の連携が求められています。

ヤングケアラーについて
詳しい情報はこちら



新連載 カネマツコラム

第1回 目指したい職員像

介 介護を目指す学生や生徒に「どのような介護者になりたいか」とアンケートをしますと、最も多いのは、「笑顔を絶やさず、利用者に信頼される介護者になりたい」との回答です。とても大切な事です。

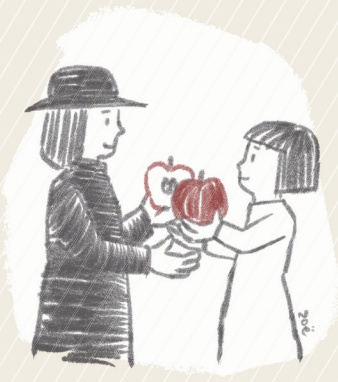
人は、自分の望む快適な時間や空間を持ち続けることは、至難です。一番身近な家庭内での会話は明るく明日への活力になっていますか。笑顔はどうでしょうか。職員同士では、常に笑顔で会話しているでしょうか。

「笑顔」と「信頼関係」は、家庭でも職場でも大切で、これがなければ、分裂や批判、不満になることもあり、ストレスにもなります。

世界の幸福度調査で、残念ながら日本は上位ではありません。信頼関係が持てないとか、将来に希望が持てないなど複雑な要素が絡みますが、福祉の現場では、利用者のことは、利用者に学ぶ姿勢が信頼関係や笑顔につながると思います。

私が忘れられないのは、「職員や教師は、指導や支援計画がうまくいかない時、その原因を相手のせいにするが、本当は相手を理解するためのあなた達自身の知識不足や生き方や問題解決への努力不足にあるのではないか」と、問題は自分にあると教えられたことです。

福祉現場には、資格や組織のあり方、人員不足など多くの課題があるかと思いますが、利用者や他の職員を理解しようとする各職員の姿勢があれば、離職者を減らし、職員の笑顔や仕事への誇りも増大すると思います。



金松敏信(かねまつとしのぶ)一障害児者施設で指導員として30年勤務した後、2015年まで長崎女子短期大学教授として学生を指導。現在、長崎介護実践研究所代表として福祉に関わる人々を支える活動を行っている。

寄付御礼

ありがとうございます



●(一財)長崎県職員互助会様

皆様の寄付によせて

皆様からの寄付金及び寄付物品は、長崎県社協の事業活動を推進するうえで大きな支えとなっております。

年間を通じてお待ちしておりますので、まずは電話、メールなどでご連絡くださいますようお願いいたします。

「寄付のやり方がわからない」「一緒に考えてほしい」など、寄付で社会貢献をしたいと思いながら、寄付先・相談先がわからずお困りの方も、お気軽にご連絡ください。

寄付贈呈式の様子は長崎県社協のホームページで！



問 長崎県社協 総務企画課
☎095-846-8600

福岡ライオンズクラブ国際協会と 災害ボランティアセンター運営支援に関する協定を締結

近年大雨や台風・集中豪雨により九州地区は多くの被害を受けています。大規模災害発生時に、被災者とボランティアを結び付ける災害ボランティアセンターの役割は、ますます重要になってきています。

6月9日、出水期を前に対馬市・杵岐市を活動範囲としている福岡ライオンズクラブ国際協会3371A地区より長崎県社協に提案をいただき、災害ボランティアセンター運営支援に関する協定を締結しました。

今回のライオンズクラブと長崎県社協の協定は、災害発生時の災害ボランティアセンターの設置・運営において迅速かつ効果的及び円滑な支援を行うためのものです。

3371A地区の役員様からは協定は、我々会員自身の災害ボランティアセンターへの理解を広めるための第一歩でもあり、県社協と共にスピーディーに動くことができる機運を高めるものと考えています」という言葉をいただきました。

対馬市・杵岐市は海に囲まれた離島であり、地理的に福岡との距離が近く、この協定は心強い支援となります。

現在県内では長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、雲仙市、南島原市の6市社協が個別に各地区で活動するライオンズクラブと協定を締結しており、他市町社協でも協定締結に向けた準備が行われています。(8月17日現在)



自動車共済 MAP (任意保険)

福祉にかかわる皆様だけの お得な割引制度

共済制度のメリット

- 非営利の共済制度
- 節約型のお得な掛金
- 早くて親切な事故処理
- 他保険会社等からの切替でも安心
 - ノンフリート等級(無事故割引等)、フリート優良割引などはそのまま引き継ぎます。

- 1 福祉車両割引 3%**
●消費税非課税措置の対象となる福祉車両の契約の場合。
- 2 障害者割引 10%**
●ご本人(記名被共済者)、配偶者、同居のご親族のどなたかが障害者の認定を受けているご家庭の契約の場合。
- 3 福祉施設割引 10%**
●社会福祉施設が所有・使用する自動車の契約の場合。
- 4 福祉施設職員割引 5%**
●社会福祉施設に勤務する役員・従業員の契約の場合。



長崎県火災共済協同組合

長崎市桜町4-1 商工会館8F
TEL095-822-9695



社会福祉施設総合損害補償

しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償

(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、サイバー保険、
動産総合保険、費用・利益保険)

1 基本補償(賠償・見舞費用)

保険期間1年

▶保険金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故に対応	身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
お見舞い等の各種費用	徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

- オプション1 ● 訪問・相談等サービス補償
- オプション2 ● 施設の医療事故補償
 - 医務室の医療事故補償
 - 看護職の賠償責任補償
- オプション3 ● 施設の借用不動産賠償事故補償
- オプション4 ● クレーム対応サポート補償

NEW

● オプション5 ● 施設の感染症対応費用補償 休業補償から各種対応費用までワイドな安心

- ① 休業や縮小営業による収益減少はもちろん、収益減少を防止・軽減するための人件費なども補償
- ② 消毒・清掃費用や自主的なPCR検査費用など、かかった費用を幅広く補償
- ③ 感染症対応特別費用で定額20万円を早期に受取り

2 個人情報漏えい対応補償 3 施設の什器・備品損害補償

プラン2 施設利用者の補償

(普通傷害保険)

- 1 入所型施設利用者の傷害事故補償
- 2 通所型施設利用者の傷害事故補償
- 3 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償



プラン3 職員等の補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険、雇用慣行賠償責任保険)

- 1 職員の労災上乗せ補償
 - オプション：使用者賠償責任補償
- 2 役職員の傷害事故補償
- 3 役職員の感染症罹患事故補償
- 4 雇用慣行賠償補償



プラン4 法人役員等の補償

(役員賠償責任保険)

社会福祉法人役員等の賠償責任補償

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は「しせつの損害補償」手引またはホームページをご参照ください。●

団体契約者 ▶ 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
保険会社
TEL：03(3349)5137

受付時間：平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店 ▶ 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL：03(3581)4667

受付時間：平日の9:30~17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)

(SJ21-12224 から抜粋)

